

お知らせ

米沢市消費生活センターからの情報です。



令和8年8月発行

令和8年熊本地震に便乗した詐欺的トラブルにご注意ください

地震や大雨などの災害時には、消費者の不安につけ込んだ悪質商法が発生することがあります。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した悪質な勧誘や契約などには十分に注意しましょう。

また、公的機関やボランティアを装った義援金詐欺の事例も報告されています。義援金を送る際は、信頼できる団体を通じて送るようにしましょう。



「市が地震の義援金を集めている」という電話があった。携帯電話からの電話だったので不審に思い「別のところで義援金を送っている」と返答した。市が義援金の窓口になって、電話で義援金を募ることはあるのか。



- ❗ 不審な電話はすぐに切り、訪問の申し出があっても断りましょう。万が一、金銭を要求されても、決して支払わないようにしましょう。
- ❗ **公的機関が、各家庭に電話などで義援金を求めることはありません。**公的機関を名乗る連絡があった場合は、その場では応じず、まずはその機関に直接確認しましょう。
- ❗ 寄付をする際は、募っている団体等の活動状況や寄付金の使い方をよく確認し、納得したうえで寄付しましょう。
- ❗ 少しでも不安を感じたら消費生活センター（消費者ホットライン「188」番）や警察に相談してください。

おかしいなと思ったら、どうしてもいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター
市役所内

知ろう レッツゴーにっこり
相談直通電話 40-0525

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してケロ！



地元ケーブルテレビ局(NCV 米沢)をかたる訪問勧誘にご用心！

地元ケーブルテレビ局 (NCV 米沢) から NCV をかたった訪問によるインターネット回線の勧誘について情報提供がありました。



訪問営業の方が自宅に来て「NCVの親会社の方針でNCVの契約が別会社になる。」「契約の変更が必要。」といわれた。「NCVの契約の一部を請け負っている」とも言っていた。嘘だとは知らず契約をしてしまった。



男性が突然訪ねてきて「NCVと連携して訪問している。」と説明され、「NCVから別会社に回線が切り替わるので契約が必要。支払いはそのまま大丈夫。」と言われた。



当センターに NCV 米沢の担当者から上記のような勧誘があったと情報提供いただきました。NCV 米沢の HP には「**NCV関連会社を騙った訪問営業にご注意ください**」として、「**米沢市内において“NCVの関連会社”を騙り、契約変更を促す訪問営業が確認されています。当該業者とNCVは一切関係ないことをお客様へご連絡申し上げます**」と注意喚起されています。

出典 NCV 米沢センターホームページ

(<https://www.ncv.co.jp/information/136373/>)

インターネット回線などの訪問販売は違法ではありませんが、勧誘を行う場合には、

①勧誘者の氏名又は名称、②勧誘する目的であることを告げなければなりません。また、①、②に加えて③電気通信事業者の氏名又は名称も告げる必要があります。

✓ 慌てて契約しない

口頭でも契約は成立します。その場で返事をせず、十分に検討してから決めましょう

✓ はっきりと断る

契約する意思がなければ、あいまいな返事をせずはっきりと断りましょう

✓ 契約してしまったら

契約書面を受け取った日から 8 日が経過するまでは初期契約解除ができる場合があります

不審な点や不明な点がある場合には NCV 米沢センター (0238-24-2525) までお問い合わせください。